

復活！南富良野火文字

東日本大震災から3年、犠牲になられた方々への追悼復興への願い

そして、「南富良野小学校」開校する記念の年として

「絆～HOPE」の火文字でエールを送ろう

開基100年に氷点下まつりの一環としてスキースポーツ少年団が行っていた火文字を、当時のOBが中心となり開基120年を期に復活させたものです。

とき 3月15日(土曜日) 点火 午後7時 火文字点火前後に花火を打ち上げます。

ところ 国設南ふらのスキー場 シルバーコース

その他 スキー場ロッジ内でコーンスープの無料提供があります。

※悪天候の場合は、順延することがあります。

主催：南ふらのスキー場活性化実行委員会 後援：南富良野町・(株)南富良野町振興公社

電源立地地域対策交付金について

本町に金山ダム発電所(水力発電出力2.5kW)があることにより、発電用施設周辺地域整備法の規定に基づき、毎年一定額の交付金が町に交付されています。

この交付金は、公共用施設整備などの住民の利便性向上のための事業や地域の活性化を目的とした事業に活用されています。

本年度は次の事業に交付金が使われました。【交付金総額 5,601,000円】

○保育所運営事業(保育士人件費) 5,601,000円

●企画課企画振興係 ☎52-2115

国民年金保険料免除期間に係る保険料の納付について

☆平成26年4月より以下の点において制度改正が行われます。

①法定免除に係る保険料納付または前納について

法定免除(生活保護・障害基礎年金受給者)期間は保険料を納付することができませんでしたが、施行後の期間のうち本人が申出した期間について納付することができます。上記期間は付加年金の納付または国民年金基金の加入をすることができます。

遡及して法定免除となった場合は、保険料の還付をしていましたが、本人が納付を希望する場合は、納付済期間とすることができます。(保険料を納付している者)

②法定免除・申請免除・若年者納付猶予および学生納付特例期間に係る保険料還付等について

国民年金保険料を前納した後に法定免除に該当または申請免除等が承認された場合は保険料を還付することができませんでしたが、法定免除の場合は該当日に属する月以降は保険料納付済期間とするか還付するか選択することができます。申請免除等の場合は申請日に属する月以降の期間について還付することとなります。

●総務課戸籍年金係 ☎52-2144

平成26年度予備自衛官補の募集について

○種別及び応募資格

【一般職】18歳以上34歳未満

【技術職】18歳以上の国家免許取得者

○締切 4月2日(水)まで

○試験日 4月11日(金)から15日(火)までのいずれか1日

○試験種目
・筆記試験(国・数・社・理・英・作文)
・口述試験(個別面接)
・適正検査
・身体検査

●問い合わせ先

自衛隊旭川地方協力本部上富良野地域事務所

☎45-3412

自動車税の住所変更はお済みですか

お引越しのときは早めに手続きを!

自動車税は、毎年4月1日現在で自動車をお持ちの方に納めていただく道税です。

住所が変わったら札幌道税事務所に住所変更の届出をお願いします。

住所変更の届出は、道税ホームページからも行うことができます。

なお、次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

- ・住所が変わったとき(変更登録)
- ・自動車を売買ったとき(移転登録)
- ・使用しなくなったとき(抹消登録)

○問い合わせ先

札幌道税事務所自動車税部 ☎011-746-1190

広報みなみふらの
お知らせ版

2014.3.1

No.300